

仕 様 書

1 品目

無鉛レギュラーガソリン（JIS 規格 2 号）

2 供給方法

店頭購入

3 給油場所

南魚沼地域振興局本庁舎（南魚沼市六日町 960）及び南魚沼地域振興局健康福祉環境部庁舎（南魚沼市六日町 620 番地 2）からの道程が 3 km 以内の給油所（フルサービス、セルフ式は問わない）。

4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 予定数量

21,000 リットル（過去 5 年間平均）

6 給油車両台数

57 台（令和 8 年 1 月 29 日現在）

7 納入日

契約期間内において給油を必要とする日（祝日及び年末年始を除く月曜から金曜）

8 支払方法

- ・ 各月の購入代金は翌月に一括し請求書による精算払いとする。
- ・ 請求書は、企画振興部、県税部、健康福祉環境部、児童・障害者相談センター、農林振興部、地域整備部の 5 部 1 センター単位とし、1 か月毎に使用量に基づき発行すること。なお、車両及び日毎の給油実績がわかる明細を添付すること。

9 その他

- ・ 所属（5 部 1 センター）単位（給油車両台数分）で給油カードを発行する。
- ・ フルサービス給油所では、職員が給油所従業員へ給油カードを渡すので、給油所従業員は車両ナンバーから南魚沼地域振興局公用車か確認のうえ給油し、職員からレシートへの自署による確認を受ける。
- ・ セルフサービス給油所では、給油カードにより給油した職員が給油所従業員へ給油レシートを提示するので、給油所従業員は車両ナンバーから南魚沼地域振興局公用車であることを確認し、レシートに車両ナンバーを記載のうえ自署し職員へ返却する。
- ・ 契約単価の変更協議は、新潟県出納局におけるガソリン等物品売買基本協定書のレギュラーガソリンの本体価格に 1 円以上の増減が生じた場合に行うこととし、変更の額は、本体価格の増減幅を参考とする。